

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。



【日時】 9月4日(木) 午後3時～

【場所】 役場議員控室(3階)

【内容】

- ・委嘱状交付
- ・座長、副座長の互選
- ・広報やくもに関すること

【問い合わせ先】
企画振興課協働推進係

八雲町広報懇話会を開催します

八雲町広報懇話会は、より町民のニーズにあった町政に関する情報・話題を取り入れた広報紙の作成を図るため、次のとおり懇話会を開催します。

八雲町自治基本条例第12条の規定に基づき、会議を公開で行います

皆様の傍聴をお待ちしています



新町建設計画は、「熊石町・八雲町合併協議会」において平成17年2月に策定された計画で、2町が合併後の新町を建設していくための基本方針や総合的な施策を定め、新町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民の福祉の向上を図るための方針を定めたもので、市町村合併推進体制整備費補助金(合併補助金)や合併特例債などの国の財政支援を受けるための基礎となる計画です。

国の財政支援措置の一つである合併特例債について、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、被害を受けた合併市町村(特定被

熊石町・八雲町 新町建設計画の変更(案)に対するパブリックコメントの募集について

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆様から広く意見を公募します



災地方公共団体に八雲町該当)にあつては合併特例債を発行できる期間が合併年度及びこれに続く「10年間」であったものが「20年間」に延長可能となりました。

合併後の地域全体の発展、地域住民の福祉向上を図るため、引き続き建設計画に基づく合併特例債の財政措置が必要であることから、新町建設計画を変更するものです。

【意見の募集期間】
8月1日(金)～9月1日(月)

【提出できる方】
① 町内に住所を有する方(年齢制限はありません)
② 住所を有してはなくても、町内の事業所で働いているまたは学んでいる方
③ 町内で活動する法人、団体

【注意事項】
意見の提出にあつては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称及び代表者名)、電話番号を記載願います。記載が無い場合は、取扱いできません。また電話での受付も行っておりません。

※個人情報情報は、本件の内部管理のみに使用します。提出意見及び、検討結果の公表にあつては、個人情報を公表することはありません。

【資料の入手方法】

- ① 町ホームページからのダウンロード
- ② 次の場所への備付
 - ・行財政改革推進室
 - ・熊石総合支所地域振興課
 - ・落部支所

【提出先】

- ① 書面の持参
 - ・行財政改革推進室
 - ・熊石総合支所地域振興課
 - ・落部支所
- ② 書面の郵送
〒049-3192

八雲町住初町138番地
行財政改革推進室 宛

③ ファックス
☎0137-62-2120

④ 電子メール
kikaku@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

行財政改革推進室推進係

詳しくは、各担当課へ問い合わせ頂るか、町HPをご覧ください。

八雲町-自治基本条例・町民参加

検索